

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を考慮して、令和二年三月二日付け
 広島県公告（令和二年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施）で公表した二級・木造
 建築士試験の受験申込手続を次のとおり変更する。

令和二年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
 改正する。

改正後	改正前
<p>一―四 (略)</p> <p>五 受験申込手続</p> <p>1 (略)</p> <p>2 受験申込書の提出による受験申込み</p> <p>(一) 郵送による受験申込書の配布</p> <p>(1) 請求期間及び配布期間 令和二年三月九日(月)から令和二年三月二十七日(金)午後五時までに請求があつた者に対し、令和二年三月十六日(月)から令和二年四月三日(金)の間に着払いにより郵送する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(二) 受付窓口における受験申込書の配布</p> <p>(1) 配布期間 令和二年三月十六日(月)から令和二年四月十三日(月)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律「昭和二十三年法律第七十八号」に規定する休日を除く。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(三) 郵送による受験申込み</p> <p>(1) 受付期間 令和二年三月二十五日(水)から令和二年四月十三日(月)まで(受付期間の最終日までの消印があるものは有効とする。ただし、料金別納・後納郵便については、締切日までに到着したものに限り受け付ける。)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>一―四 (略)</p> <p>五 受験申込手続</p> <p>1 (略)</p> <p>2 受験申込書の提出による受験申込み</p> <p>(一) 郵送による受験申込書の配布</p> <p>(1) 請求期間及び配布期間 令和二年三月九日(月)から令和二年三月十九日(木)までに請求があつた者に対し、令和二年三月十六日(月)から令和二年三月二十七日(金)の間に着払いにより郵送する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(二) 受付窓口における受験申込書の配布</p> <p>(1) 配布期間 令和二年三月十六日(月)から令和二年四月十三日(月)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律「昭和二十三年法律第七十八号」に規定する休日を除く。ただし、令和二年四月十一日(土)及び令和二年四月十二日(日)は、受験申込書の受付を行う所定の場所に限り配布を行う。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(三) 郵送による受験申込み</p> <p>(1) 受付期間 令和二年三月二十五日(水)から令和二年三月三十一日(火)まで(受付期間の最終日までの消印があるものは有効とする。ただし、料金別納・後納郵便については、締切日までに到着したものに限り受け付ける。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(四) 受付窓口における受験申込み</p> <p>(1) 受付場所及び受付期間 ア 公益社団法人広島県建築士会(広島市中区千田町三丁目七番四七号 広島県情報プラザ五階) 令和二年四月九日(木)から令和二年四月十三日(月)まで イ 福山土木建築会館 二階会議室(福山市若松町八番二号) 令和二年四月九日(木)</p> <p>(2) 受付時間</p>

六・七
(略)

六・七

(略) 午前十時から午後五時まで